

# 就職促進給付について

# 再就職手当について

## 現行制度の概要

### 再就職手当

受給資格者が安定した職業（1年超の雇用見込みのある職業等）に就いた場合であって、所定給付日数の3分の1以上を残して再就職した場合には、支給残日数の50%に基本手当日額（※）を乗じた額の一時金が支給される。

支給残日数が所定給付日数の3分の2以上の場合には、支給残日数の60%に基本手当日額を乗じた一時金が支給される。

※基本手当日額は5,830円（60～64歳は4,725円）を上限とする。

### 就業促進定着手当

基本手当受給者で早期再就職し、再就職後6月間定着した場合に、離職前の賃金から再就職後賃金が低下していた者について、低下した賃金の6月分が支給される（支給残日数の40%分を上限）。

## 再就職手当に係る主な制度変遷

	平成12年改正以前	平成12年改正 (平成13年4月施行)	平成15年改正 (同年5月施行)	平成21年改正 (同年4月施行)	平成23年改正 (同年8月施行)	平成26年改正 (同年4月施行)
給付額	所定給付日数の区分 及び 支給残日数の区分 に応じて支給  〔※支給残日数が所定給付日数の1/3以上かつ45日以上必要〕	支給残日数の 1/3分  ※省令で規定	支給残日数の 30%分	所定給付日数 1/3以上 支給残日数の40%  所定給付日数 2/3以上： 支給残日数の50%  〔※「支給残日数が45日以上」は要件として撤廃〕  〔※平成23年度末まで〕	所定給付日数 1/3以上： 支給残日数の50%  所定給付日数 2/3以上： 支給残日数の60%  →※恒久化	離職前賃金からの低下分 (6月分)を追加支給  支給残日数の40%分を上限  ※6月間職場に定着することを条件

# 再就職手当の支給状況

- 再就職手当の受給者数や受給率は近年増大傾向にある。
- 特に、給付の拡大を行った平成21年度、平成23年度の前後を比較すると、受給率の上昇が確認できる。

【年度別】

(単位：人、千円、件、%)

	受給者数 (A)			支給金額			受給資格決定件数 (B)	受給率 (A/B)
		うち残日数 2/3以上	うち残日数 1/3以上		うち残日数 2/3以上	うち残日数 1/3以上		
平成17年度	319,361 (100%)	256,422 (80.3%)	62,939 (19.7%)	52,498,714 (100%)	43,999,550 (83.8%)	8,499,164 (16.2%)	2,088,236	15.3
平成18年度	366,633 (100%)	300,885 (82.1%)	65,748 (17.9%)	59,916,095 (100%)	51,067,356 (85.2%)	8,848,738 (14.8%)	1,987,274	18.4
平成19年度	364,631 (100%)	300,356 (82.4%)	64,275 (17.6%)	59,750,527 (100%)	51,315,967 (85.9%)	8,434,561 (14.1%)	1,895,008	19.2
平成20年度	347,288 (100%)	282,332 (81.3%)	64,956 (18.7%)	58,934,599 (100%)	50,155,147 (85.1%)	8,779,452 (14.9%)	2,200,007	15.8
平成21年度	390,903 (100%)	279,704 (71.6%)	111,199 (28.4%)	99,667,269 (100%)	81,719,911 (82.0%)	17,947,358 (18.0%)	2,265,042	17.3
平成22年度	352,861 (100%)	259,942 (73.7%)	92,919 (26.3%)	90,753,099 (100%)	75,761,397 (83.5%)	14,991,702 (16.5%)	1,902,110	18.6
平成23年度	359,848 (100%)	270,148 (75.1%)	89,700 (24.9%)	101,619,063 (100%)	85,748,531 (84.4%)	15,870,532 (15.6%)	1,931,711	18.6
平成24年度	387,438 (100%)	296,107 (76.4%)	91,331 (23.6%)	120,614,333 (100%)	102,991,172 (85.4%)	17,623,161 (14.6%)	1,831,443	21.2
平成25年度	395,401 (100%)	301,482 (76.2%)	93,919 (23.8%)	121,894,795 (100%)	103,171,319 (84.6%)	18,723,476 (15.4%)	1,665,847	23.7
平成26年度	384,596 (100%)	299,603 (77.9%)	84,993 (22.1%)	117,107,382 (100%)	101,232,901 (86.4%)	15,874,481 (13.6%)	1,564,722	24.6

(注1)各年度の数値は年度合計値である。

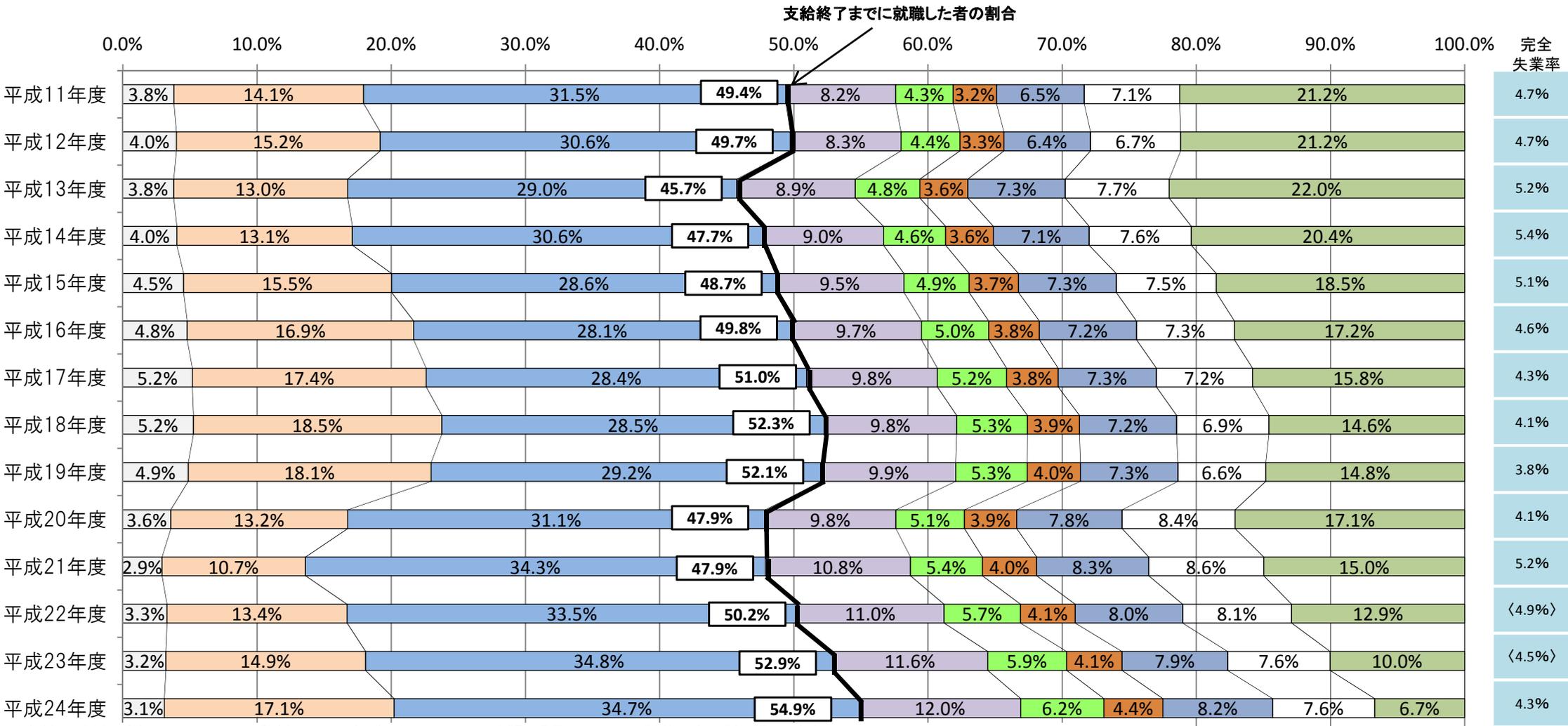
(注2)支給金額は業務統計値である。

(注3)平成15年度及び16年度については、再就職手当の支給要件を満たす者のうち、基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の2以上ある場合は、早期再就職支援金(一般会計)を支給していた。

# 基本手当受給者の再就職状況(H11~24年度)

- おおむね5割前後の者が支給終了までに就職している。
- 平成21年度以降、支給終了までに就職した者の割合が増加傾向にある。

□ 待期間中   
 □ 給付制限中   
 □ 受給中   
 □ 支給終了後 1ヶ月以内   
 □ 2ヶ月以内   
 □ 3ヶ月以内   
 □ 6ヶ月以内   
 □ 1年以内   
 □ 1年超



(注1)平成11~24年度の各年度に受給資格決定をした者について、平成27年5月末時点の就職状況を特別に調査したもの。

(注2)平成21年度以降は個別延長給付を支給している。

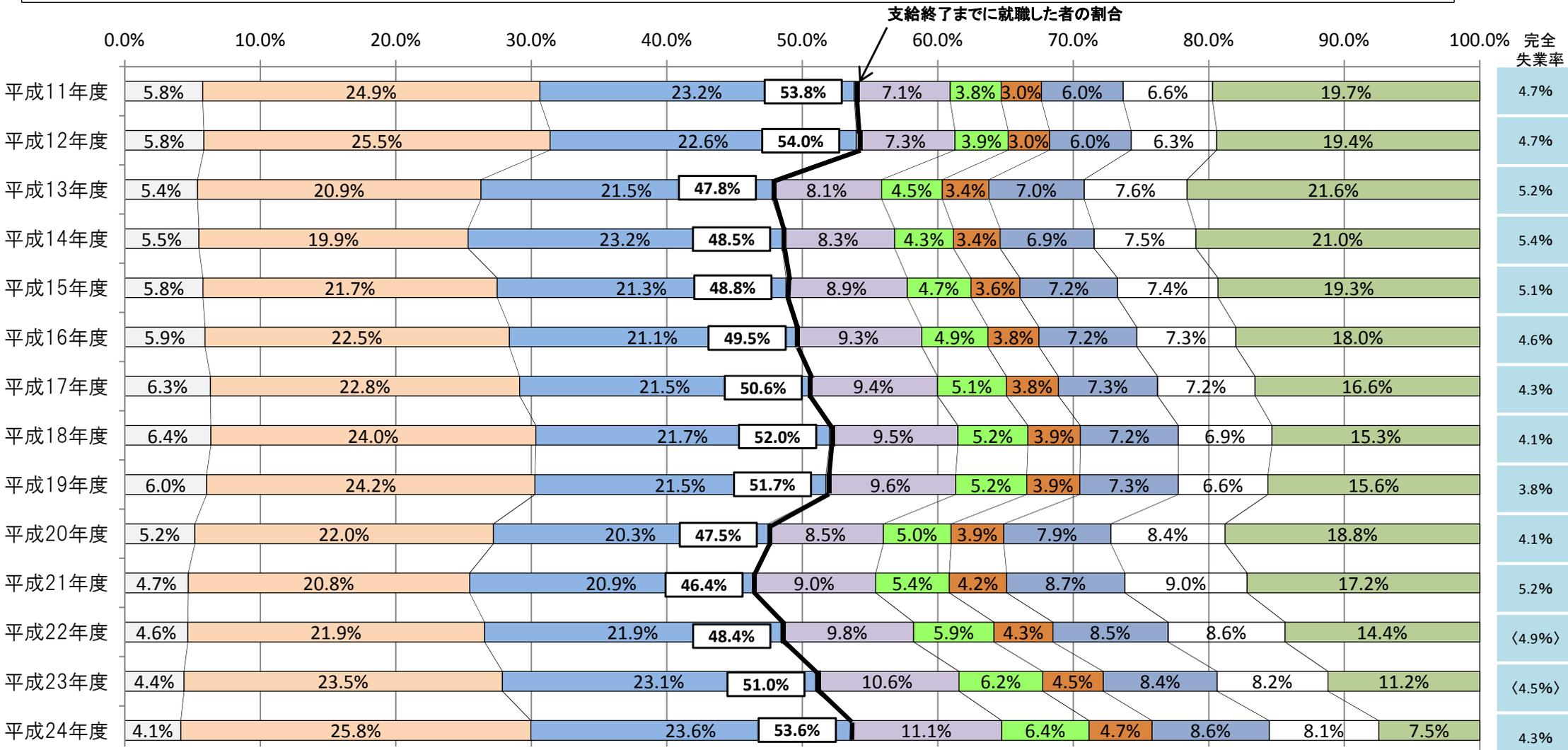
(注3)就職者を100とした場合の各期間の就職割合。

(注4)完全失業率は、労働力調査(総務省)より。なお、括弧内の数値は補完推計値を用いた参考値。

# 特定受給資格者以外の者の再就職状況(H11~24年度)

○ 待期期間及び給付制限中の再就職割合は、おおむね3割程度の水準で推移している。

□ 待期期間中 □ 給付制限中 □ 受給中 □ 支給終了後 1ヶ月以内 □ 2ヶ月以内 □ 3ヶ月以内 □ 6ヶ月以内 □ 1年以内 □ 1年超



(注1)平成11~24年度の各年度に受給資格決定をした特定受給資格者以外の者(就職困難者除く)について、平成27年5月末時点の就職状況を特別に調査したもの。

(注2)就職者を100とした場合の各期間の就職割合。

(注3)完全失業率は、労働力調査(総務省)より。なお、括弧内の数値は補完推計値を用いた参考値。

# 移転費・広域求職活動費の概要

## 1 移転費

公共職業安定所の紹介した職業に就く等のため、住所又は居所を変更する必要がある場合に、受給資格者本人とその家族の移転に要する費用が支給される。

### (1) 支給要件

- ① 安定所が紹介した職業に就くため、又は安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるため、住所又は居所を変更する場合
- ② 通勤時間が往復4時間以上である場合等により、安定所が住所又は居所の変更が必要と認める場合

### (2) 支給額

次の費用の合計額が支給される。

- ① 旧居住地から新居住地までの移動に要する、本人及び随伴する親族の鉄道賃・船賃・航空賃・車賃
- ② ①の距離及び親族の随伴の有無に応じた移転料
- ③ 親族の随伴の有無に応じた着後手当

## 2 広域求職活動費

公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする場合、交通費及び宿泊料が支給される。

### (1) 支給要件

- ① 安定所が紹介する遠隔地の求人事業所の常用求人に応募し、その事業所を訪問して面接する場合
- ② 本人の住所・居所を管轄する安定所と、訪問する求人事業所の所在地を管轄する安定所との距離が、鉄道で往復300km以上ある場合

### (2) 支給額

- ① 交通費：本人の住所・居所を管轄する安定所と、訪問事業所を管轄する安定所との往復に要する運賃（鉄道賃・船賃・航空賃・車賃）
- ② 宿泊料：①の距離と訪問事業所数に応じて定められた宿泊料（1泊8,700円又は7,800円）  
※ 鉄道で往復400km以上の場合に限る。

## 支給実績（H26年度）

・移転費 受給者数 396人

・広域求職活動費 受給者数 73人

# 移転費・広域求職活動費の活用促進の取組等について

## 主な活用例

「就職事例1」 29歳、日本酒製造を希望、福岡→静岡

日本酒造りに関わる仕事に就きたいとの希望が強かったが、通勤圏内に求人はなかった。全国への転居が可能であったため、全国の酒造メーカーへの職業紹介を行い、静岡で就職が決定。

「就職事例2」 30歳、通関士を希望、大分→福岡

通関士の仕事を希望。希望求人が大分県内になかったが、福岡で求人が提出されたため、ハローワークから本人に求人票を送付し職業紹介を行い、就職が決定。

## UIJターン就職等への活用に向けた周知の強化

＜労働政策審議会の建議（※）を踏まえた対応＞

- UIJターン就職を希望する求職者向けにパンフレットを作成し、窓口においてUIJターンを希望する者に対して積極的に周知
- 全ての受給資格者に配付している「雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり」に詳細な説明を追加し、周知を強化

＜第104回雇用保険部会指摘を踏まえた対応＞

- 分かりやすいリーフレットを作成、UIJターンを希望する求職者、地方就職支援コーナー（東京労働局及び大阪労働局に設置）に来所した求職者に配付
- 地方公共団体の都市部の事務所や地方公共団体と労働局が都市部で共催するUIJターンフェア等での配付

※「若者の雇用対策の充実等について（建議）」（平成27年1月23日労審発第775号）

II 5（2）地方での就職支援

「（略）UIJターン就職については、就職活動に当たっての支障となる費用面での負担について、広域求職活動費を活用しうることの周知を図っていくことが適当である。」

## これまでの意見のまとめ

### 【再就職手当について】

- 早期再就職促進のインセンティブが強すぎると、労働条件が低いところなどに就職する弊害が懸念されるのではないか。また再就職に関してはその後の定着も重要であり、いくら早く就職できても定着しないと意味がないのではないか。
- 離職者が安心して求職活動ができるための政策効果を目指し、就職促進給付トータルで在り方を検討していくべきではないか。

### 【移転費・広域求職活動費について】

- 本給付について活用されていない理由を分析するとともに、周知をしっかりと行うべきではないか。
- UIターン希望の増加も踏まえ、広域求職活動費の往復300kmの要件の在り方も検討が必要。今日の公共交通機関の変化も踏まえて検討すべき。
- UIターンのニーズがある中で、安定所長の要件が厳しすぎるのではないか。

## 雇用保険制度に係る論点について（案）

### 【就職促進給付について】

- 再就職のインセンティブを強化し、就職活動を支援するという観点から、就職促進給付の在り方についてどのように考えるか。また具体的にはどのような方策が考えられるか。
- 再就職手当については、これまでの制度改正による早期再就職者の割合の上昇が認められる一方、特定受給資格者以外の給付制限期間中の再就職割合に大きな変化がないことを踏まえ、給付の在り方についてどう考えるか。
- 移転費・広域求職活動費については、今後より一層活用を促進していく観点から、周知を強化することに加え、現行の受給要件についてどう考えるか。

# 再就職手当の見直し(たたき台)

## 趣旨

過去の再就職手当の制度改正に伴い早期再就職者の一定の伸びが認められたこと、特定受給資格者以外の者のうち給付制限期間中等に就職する者の割合が近年3割程度で推移していること等に鑑み、早期再就職をさらに促進する観点から、金銭的なインセンティブ（再就職手当）を強化する。

## 見直しの具体的内容

- 再就職手当は、基本手当受給者が早期に職業に就くことを積極的に奨励するため、基本手当の支給残日数に応じ、支給残日数の50%又は60%を一時金として支給するものであるが、過去の再就職手当の制度改正に伴い早期再就職者の一定の伸びが認められたことを踏まえると、再就職手当が安定した再就職支援に向けたインセンティブとして適切に機能していることが認められる。
- 基本手当の支給終了前の就職率が5割前後である一方で、特定受給資格者以外の者のうち待期間及び給付制限期間中に就職する者の割合が近年概ね3割程度で推移しているが、これらの者に対して職業紹介等の就職支援等と併せて、安定した再就職支援に向けたインセンティブを強化することが重要である。
- このため、再就職手当の給付率（支給残日数の50%又は60%）を、例えば支給残日数の60%又は70%に引き上げることとし、さらに早期再就職を促進する仕組みとしてはどうか。  
また、就業促進定着手当については、再就職手当と合計して支給残日数の100%相当となるよう措置してはどうか。

<現行>

給付率50%・60%いずれも上限40%

<見直し後>

→給付率60%の場合上限40%

給付率70%の場合上限30%

# 就職促進給付の見直し(たたき台)

## 趣旨

- 1 移転費・広域求職活動費については、これまで支給実績が非常に少ないことを踏まえ、UIターンを促進する等の観点から、制度の周知を強化することに加え、受給要件についても一定の見直しを行うこととし、さらなる活用の促進を図る。
- 2 受給者の再就職のインセンティブを強化し、就職活動を支援するという観点から、求職活動に伴う必要な実費等についてきめ細かく対応する仕組みを設ける。

## 見直しの具体的内容

- 移転費・広域求職活動費については、受給者が公共職業安定所の紹介により求職活動をしたこと等に伴い発生する経費（交通費等）を措置する役割を果たしているが、現在これらの給付は実績がきわめて少ない実態にある。  
以上を踏まえ、これらの制度の周知と併せて、受給者の負担軽減を図る観点から、例えば以下のような見直しを行い、さらなる活用の促進を図ることとしてはどうか。  
移転費：住居所の移転に係る負担軽減の観点から、移転費の経費の拡充を検討してはどうか。  
広域求職活動費：就職面接に伴う交通費の負担軽減等の観点から、現行の距離要件（往復300km以上）を緩和してはどうか（例えば往復200km以上）。
- 移転費・広域求職活動費の対象となるケース以外についても、求職活動に伴い発生する経費負担を軽減する観点から、特定の（厚生労働省令で定める）求職活動に伴う経費について、基本手当とは別に実費で措置する仕組みを設けてはどうか。  
具体的には、例えば、仮に一般教育訓練の対象となっていない短期の資格講習等がある場合には、当該講習に要する費用、就職面接等に伴い必要となる子の一時預かり費用などが考えられるのではないかと。